

音楽教室と JASRAC の著作権訴訟、最高裁判断について

音楽教室を運営する団体・事業者による「音楽教育を守る会」と日本音楽著作権協会 (JASRAC) との間で争われていた訴訟の判決が、10 月 24 日、最高裁第 1 小法廷 (深山卓也裁判長) で言い渡され結審しました。

判決は「上告棄却」とするもので、「生徒の演奏は徴収対象にならない」「講師 (先生) の演奏のみが対象になる」とした第二審の知財高裁判断が確定しました。

講師と生徒間で指導が行われている歌謡教室については、音楽教室と酷似した態様であり、当会としても今後 JASRAC との間で協議の場を持ちたく考えております。

以下、JASRAC ホームページに発表された本判決に関する内容を転記します。

音楽教室における請求権不存在確認訴訟の最高裁の判断について

音楽教室事業者 (一審提起時合計 253 名) が日本音楽著作権協会 (JASRAC) を被告として提起した標記の訴訟について、最高裁判所第一小法廷 (深山卓也裁判長) は、教師の演奏および録音物の再生に関して、音楽教室事業者の上告受理申立てを不受理とする決定 (2022 年 7 月 28 日) をし、本日 (10 月 24 日)、生徒の演奏に関して、JASRAC の上告を棄却するとの判決をしました。

これにより、音楽教室における演奏利用について著作権が及ぶことが確定しました。争点の一つである生徒の演奏については、JASRAC の主張が認められず残念です。

音楽クリエイターは多くの場合、楽曲が使われることで初めてその対価を得ています。一人ひとりのクリエイターはこれら 1 曲 1 回の対価を積み重ねることで、生活の糧を得て次の創作に向かうことができます。著作権法はその目的として、「音楽著作物の「公正な利用」に留意しつつ「著作権の保護」を図ることで、音楽文化の発展に寄与すること」を掲げています (第 1 条)。JASRAC の事業目的も同じです。音楽教室事業についても、これまでライセンス環境を整備してきたすべての利用分野と同じように、必ず「利用」と「保護」を両立できるものと確信しています。

音楽教室事業者の皆さまは、全国各地で音楽文化の発展に向けて尽力されてきたと理解しています。多くの方が多様な音楽と触れられる豊かな社会を目指して、取り組みを進めて参ります。

皆さまのご理解を賜りますようお願いいたします。

【JASRAC ホームページ・10 月 24 日付 ニュースリリースより抜粋】